

評価方法基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1347 号)

改 正 案	現 行 告 示
<p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 評価の方法の基準 (総則)</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 既存住宅に係る建設住宅性能評価</p> <p>既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 建設住宅性能評価は、次に掲げる方法により行う。ただし、ロ及びハに掲げる方法による場合 にあつては、劣化事象等、作動等の確認に限り、評価対象建築物の現況を評価基準 (既存住宅) と照合することにより行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(イ)項に掲げる「1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防 止)」、「1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1-6 地盤又は 杭の許容支持力等及びその設定方法」、「2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)」、「2 -2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)」、「2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共 用廊下)」、「2-4 脱出手段 (火災時)」、「6-2 換気対策 (局所換気対策)」、「7-1 単純開 口率」、「7-2 方位別開口比」、「9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)」、「9-2 高齢者 等配慮対策等級 (共用部分)」及び「10-1 開口部の侵入防止対策」については、評価対象建 築物の現況又は評価対象建築物の図書等 (平面図その他の図面、諸計算書 (計算を要する場合 に限る。)、施工状況報告書その他の図書及びそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図 書をいい、新築住宅を対象とする建設住宅性能評価 (日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(イ) 項に掲げる「1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)」、「1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷 防止)」、「1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1-4 耐風等 級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び 損傷防止)」、「1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「1-7 基礎の構造方法 及び形式等」、「2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))」、「2-6 耐火等級 (延焼 のおそれのある部分(開口部以外))」及び「4-2 維持管理対策等級 (共用配管)」及び「4-3 更 新対策等級 (共用排水管)」にあつては、既存住宅 (共同住宅及び長屋に限る。)を対象とする ものを含む。)又はこれと同等の信頼性を有する検査の完了時に用いられたと認められるもの に限る。以下同じ。)に記載された内容を評価基準 (既存住宅) と照合することにより行う。 なお、評価対象建築物の図書等に記載された内容を評価基準 (既存住宅) と照合する場合にあ</p>	<p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 評価の方法の基準 (総則)</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 既存住宅に係る建設住宅性能評価</p> <p>既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 建設住宅性能評価は、次に掲げる方法により行う。ただし、ロ及びハに掲げる方法による場合 にあつては、劣化事象等、作動等の確認に限り、評価対象建築物の現況を評価基準 (既存住宅) と照合することにより行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(イ)項に掲げる「1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防 止)」、「1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1-6 地盤又は 杭の許容支持力等及びその設定方法」、「2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)」、「2 -2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)」、「2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共 用廊下)」、「2-4 脱出手段 (火災時)」、「6-2 換気対策 (局所換気対策)」、「7-1 単純開 口率」、「7-2 方位別開口比」、「9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)」、「9-2 高齢者 等配慮対策等級 (共用部分)」及び「10-1 開口部の侵入防止対策」については、評価対象建 築物の現況又は評価対象建築物の図書等 (平面図その他の図面、諸計算書 (計算を要する場合 に限る。)、施工状況報告書その他の図書及びそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図 書をいい、新築住宅を対象とする建設住宅性能評価 (日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(イ) 項に掲げる「1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)」、「1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷 防止)」、「1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1-4 耐風等 級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び 損傷防止)」、「1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「1-7 基礎の構造方法 及び形式等」、「2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))」、「2-6 耐火等級 (延焼 のおそれのある部分(開口部以外))」及び「4-2 維持管理対策等級 (共用配管)」及び「4-3 更 新対策等級 (共用排水管)」にあつては、既存住宅 (共同住宅及び長屋に限る。)を対象とするものを含む。)又はこれと同等の信頼性を 有する検査の完了時に用いられたと認められるものに限る。以下同じ。)に記載された内容を 評価基準 (既存住宅) と照合することにより行う。なお、評価対象建築物の図書等に記載され た内容を評価基準 (既存住宅) と照合する場合にあつては、当該内容と評価対象建築物の現況</p>

っては、当該内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価に用いられたものに限る。）をもって評価を行う場合であって、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあつては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要しない。

ハ 日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(イ)項に掲げる「1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1-7 基礎の構造方法及び形式等」、「2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）」、「2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）」、「2-7 耐火等級（界壁及び界床）」、「4-1 維持管理対策等級（専用配管）」、「4-2 維持管理対策等級（共用配管）」、「4-3 更新対策（共用排水管）」及び「4-4 更新対策（住戸専用部）」については、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。この場合において、評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、当該図書等に記載された内容と認められた評価対象建築物の現況との相違を目視により確認することができる場合で、当該相違の部分について当該部分の現況を評価方法基準（既存住宅）と照合することにより行うことができる。また、評価対象建築物の図書等をもって評価を行う場合であって、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあつては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要さない。

ニ 6-3、6-4 及び 6-5 については、評価対象住戸において測定することにより行う。
(2)～(6)（略）

第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）

1、2（略）

3 劣化の軽減に関すること

3-1 劣化対策等級（構造躯体等）

(1)～(2)（略）

(3) 評価基準（新築住宅）

次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。

イ 木造

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価に用いられたものに限る。）をもって評価を行う場合であつて、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあつては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要しない。

ハ 日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(イ)項に掲げる「1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」、「1-7 基礎の構造方法及び形式等」、「2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）」、「2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）」、「2-7 耐火等級（界壁及び界床）」、「4-1 維持管理対策等級（専用配管）」、「4-2 維持管理対策等級（共用配管）」、「4-3 更新対策（共用排水管）」及び「4-4 更新対策（住戸専用部）」については、評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。）に記載された内容を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。この場合において、評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあつては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準（既存住宅）と照合することを要さない。

ニ 6-3、6-4 及び 6-5 については、評価対象住戸において測定することにより行う。
(2)～(6)（略）

第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）

1、2（略）

3 劣化の軽減に関すること

3-1 劣化対策等級（構造躯体等）

(1)～(2)（略）

(3) 評価基準（新築住宅）

次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするすることができる。

イ 木造

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a～f (略)

g 小屋裏

小屋裏（屋根断熱工法を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあると認められる小屋裏を除く。）を有する場合にあっては、次の(i)から(iv)までのいずれかの換気方式であること。

(i)、(ii) (略)

(iii) 軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに換気上有効な位置に排気口が給気口と垂直距離で90cm以上離して設けられ、かつ、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ900分の1以上であること。

(iv) 軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が900分の1以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が1600分の1以上であること。

h (略)

②、③ (略)

□ 鉄骨造

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 構造躯体

(i) 柱（ベースプレートを含む。以下①及び②において同じ。）、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表の(i)項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ろ)項に掲げるイからハまでのいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。

表1 (略)

表2

区分	a	下塗り1	塗り回数	-	-	下塗り2	塗り回数	中塗り・上塗り	塗り回数
		鉛系さび止めペイント	1回			鉛系さび止めペイント	1回		
1	b	ジンクリッチプライマー	1回	-	-	-	-	-	-
	c	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	-	-	-	-	-	-

a～f (略)

g 小屋裏

小屋裏（屋根断熱工法を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあると認められる小屋裏を除く。）を有する場合にあっては、次の(i)から(iv)までのいずれかの換気方式であること。

(i)、(ii) (略)

(iii) 軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに排気口が給気口と垂直距離で90cm以上離して設けられ、かつ、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ900分の1以上であること。

(iv) 軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が900分の1以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が1600分の1以上であること。

h (略)

②、③ (略)

□ 鉄骨造

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 構造躯体

(i) 柱（ベースプレートを含む。以下①及び②において同じ。）、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表の(i)項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ろ)項に掲げるイからハまでのいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。

表1 (略)

表2

区分	a	下塗り1	塗り回数	-	-	下塗り2	塗り回数	中塗り・上塗り	塗り回数
		鉛系さび止めペイント	1回			鉛系さび止めペイント	1回		
1	b	ジンクリッチプライマー	1回	-	-	-	-	-	-
	c	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	-	-	-	-	-	-

区分 2	d	厚膜形ジンクリッチ ペイント	1 回	—	—	—	—
	e	鉛系さび止めペイ ント	2 回	—	—	合成樹脂調合ペイ ント	2 回
	f	2液形エポキシ樹 脂プライマー	1 回	—	—	合成樹脂調合ペイ ント	2 回
	g	2液形エポキシ樹 脂プライマー	1 回	—	—	2液形エポキシ樹 脂エナメル	1 回
区分 3	h	2液形エポキシ樹 脂プライマー	1 回	—	—	2液形エポキシ樹 脂 エナメル	2 回
	i	—	—	—	—	2液形タールエポ キシ樹脂塗料	3 回
	j	ジンクリッチプラ イマー	1 回	—	—	2液形厚膜エポキ シ樹脂エナメル	1 回
区分 4	k	ジンクリッチプラ イマー	1 回	—	—	2液形タールエポ キシ樹脂塗料	2 回
	l	ジンクリッチプラ イマー	1 回	2液形エポキシ樹 脂 プライマー	1 回	2液形エポキシ樹 脂 エナメル	1 回
区分 5	m	ジンクリッチプラ イマー	1 回	2液形エポキシ樹 脂 プライマー	1 回	2液形エポキシ樹 脂 エナメル	2 回
	n	ジンクリッチプラ イマー	1 回	2液形厚膜エポキ シ樹脂プライマー	1 回	2液形厚膜エポキ シ樹脂エナメル	2 回

- この表においてa、c、e、f、g、h及びiの塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。
- この表においてc、f、g及びh以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
- この表においてc、g及びhの塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、1にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
- この表において下塗り1及び下塗り2は工場内にて行うものとする。
- この表において「鉛系さび止めペイント」とは、日本工業規格K5622に規定する鉛丹さび止めペイント、日本工業規格K5623に規定する亜酸化鉛さび止めペイント、日本工業規格K5624に規定する塩基性クロム酸鉛さび止めペイント又は日本工業規格K5625に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。
- この表において「ジンクリッチプライマー」とは、日本工業規格K5552に規定するジンクリッチプライマーをいう。
- この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格K5551に規定する構造物さび止めペイントA種をいう。
- この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、日本工業規格K5553に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう。
- この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格K5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約 30 μm 以上の2液形エポキシ樹脂エナメルをいう。
- この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、日本工業規格K5516に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
- この表において「2液形タールエポキシ樹脂塗料」とは、日本工業規格K5664に規定する2液形タールエポキシ樹脂塗料をいう。
- この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格K5551に規定する構造物用さび止めペイントB種をいう。

区分 2	d	厚膜形ジンクリッチ ペイント	1 回	—	—	—	—
	e	鉛系さび止めペイ ント	2 回	—	—	合成樹脂調合ペイ ント	2 回
	f	2液形エポキシ樹 脂プライマー	1 回	—	—	合成樹脂調合ペイ ント	2 回
	g	2液形エポキシ樹 脂プライマー	1 回	—	—	2液形エポキシ樹 脂エナメル	1 回
区分 3	h	2液形エポキシ樹 脂プライマー	1 回	—	—	2液形エポキシ樹 脂 エナメル	2 回
	i	—	—	—	—	2液形タールエポ キシ樹脂塗料	3 回
	j	ジンクリッチプラ イマー	1 回	—	—	2液形厚膜エポキ シ樹脂エナメル	1 回
区分 4	k	ジンクリッチプラ イマー	1 回	—	—	2液形タールエポ キシ樹脂塗料	2 回
	l	ジンクリッチプラ イマー	1 回	2液形エポキシ樹 脂 プライマー	1 回	2液形エポキシ樹 脂 エナメル	1 回
区分 5	m	ジンクリッチプラ イマー	1 回	2液形エポキシ樹 脂 プライマー	1 回	2液形エポキシ樹 脂 エナメル	2 回
	n	ジンクリッチプラ イマー	1 回	2液形厚膜エポキ シ樹脂プライマー	1 回	2液形厚膜エポキ シ樹脂エナメル	2 回

- この表においてa、c、e、f、g、h及びiの塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。
- この表においてc、f、g及びh以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
- この表においてc、g及びhの塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、1にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
- この表において下塗り1及び下塗り2は工場内にて行うものとする。
- この表において「鉛系さび止めペイント」とは、日本工業規格K5622に規定する鉛丹さび止めペイント、日本工業規格K5623に規定する亜酸化鉛さび止めペイント、日本工業規格K5624に規定する塩基性クロム酸鉛さび止めペイント又は日本工業規格K5625に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。
- この表において「ジンクリッチプライマー」とは、日本工業規格K5552に規定するジンクリッチプライマーをいう。
- この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格K5551に規定する2液形エポキシ樹脂塗料1種下塗塗料をいう。
- この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、日本工業規格K5553に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう。
- この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格K5551に規定する2液形エポキシ樹脂塗料1種上塗塗料をいう。
- この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、日本工業規格K5516に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
- この表において「2液形タールエポキシ樹脂塗料」とは、日本工業規格K5664に規定する2液形タールエポキシ樹脂塗料をいう。
- この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格K5551に規定する2液形エポキシ樹脂塗料2種下塗塗料をいう。
- この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格K

13 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格K5659に規定する網構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚約60μmから120μmまでの2液形エポキシ樹脂エナメルをいう。

表3

めっき処理	
区分1	片面付着量が30g/m ² 以上60g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が60g/m ² 以上120g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Z06、Z08、Z10、F06、F08若しくはF10に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分2	片面付着量が60g/m ² 以上90g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が120g/m ² 以上180g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Z12若しくはF12に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分3	片面付着量が90g/m ² 以上120g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が180g/m ² 以上240g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Z18、Z20、Z22若しくはF18に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分4	片面付着量が120g/m ² 以上180g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が240g/m ² 以上360g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき、両面付着量表示記号Z25、Z27若しくはZ35に該当する溶融亜鉛めっき鋼材、AZ70に該当する溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼材又はY18に該当する溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼材
区分5	片面付着量が180g/m ² 以上の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が360g/m ² 以上450g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき、両面付着量表示記号Z45若しくはZ60に該当する溶融亜鉛めっき鋼材、AZ70に該当する溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼材又はY20に該当する溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼材
1 この表において「溶融亜鉛めっき」とは、日本工業規格H8641に規定する溶融亜鉛めっきをいう。	
2 この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、日本工業規格G3302に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。	
3 この表において「溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼材」とは日本工業規格G3321に規定する溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。	
4 この表において「溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼材」とは日本工業規格G3317に規定する溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。	
5 この表において「両面付着量」とは、3点平均最小付着量をいう。	

(ii) (略)
b～d (略)

5551に規定する2液形エポキシ樹脂塗料2種上塗塗料をいう。

表3

めっき処理	
区分1	片面付着量が30g/m ² 以上60g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が60g/m ² 以上120g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Z06、Z08、Z10、F06、F08若しくはF10に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分2	片面付着量が60g/m ² 以上90g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が120g/m ² 以上180g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Z12若しくはF12に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分3	片面付着量が90g/m ² 以上120g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が180g/m ² 以上240g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Z18、Z20、Z22若しくはF18に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分4	片面付着量が120g/m ² 以上180g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が240g/m ² 以上360g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Z25、Z27若しくはZ35に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分5	片面付着量が180g/m ² 以上の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が360g/m ² 以上の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号Z45若しくはZ60に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
1 この表において「溶融亜鉛めっき」とは、日本工業規格H8641に規定する溶融亜鉛めっきをいう。	
2 この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、日本工業規格G3302に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。	
3 この表において「両面付着量」とは、両面3点法平均付着量をいう。	

(ii) (略)
b～d (略)

②、③ (略)

ハ 鉄筋コンクリート造等

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a～c (略)

d コンクリートの品質

(i) (略)

(ii) コンクリート中の単位水量が 185kg/m^3 以下であること。ただし、外的要因の作用が少なく、これと同等以上に乾燥収縮、中性化その他のコンクリートの品質への有害な影響が防止できると認められる場合にあってはこの限りでない。

(iii) (略)

e、f (略)

②、③ (略)

ニ (略)

4、5 (略)

6 空気環境に関すること

6-1～6-3 (略)

6-4 石綿含有建材の有無等

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

① 「石綿」とは、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。

ロ (略)

(3) (略)

6-5 (略)

7～11 (略)

②、③ (略)

ハ 鉄筋コンクリート造等

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a～c (略)

d コンクリートの品質

コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。

(i) (略)

(ii) コンクリート中の単位水量が 185kg/m^3 以下であること。

(iii) (略)

e、f (略)

②、③ (略)

ニ (略)

4、5 (略)

6 空気環境に関すること

6-1～6-3 (略)

6-4 石綿含有建材の有無等

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

① 「石綿」とは、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライトをいう。

ロ (略)

(3) (略)

6-5 (略)

7～11 (略)